

令 8 香南市監査委員告示第 1 号

令和 7 年 12 月 11 日付け 07 香南監委発第 15 号、令 7 香南市監査委員告示第 8 号により公表した定期監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が香南市長からあったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項及び香南市監査基準第 17 条の規定により、当該通知に係る事項を公表します。

令和 7 年 2 月 19 日

香南市監査委員 有岡 正博

香南市監査委員 安岡 敬子

香南市監査委員 中屋 和彦

令和7年度の定期監査（徴収関係）の結果に基づき、講じた措置の状況は下記のとおりです。

※原文の内容を変更しない程度に、一部校正しています。

記

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
(1) 上下水道使用料について（上下水道課）	
<p>上下水道課は、令和5年度は行っていなかった給水停止措置を行い、滞納処分に関する取組を強化しており、その結果は、未収金額の減少として表れている。これは、職員が滞納者と交渉を行うなどした努力の成果である。しかしながら、改善が見られる一方、以下の内容等の不適正な事務も見受けられた。</p> <p>指摘事項：すべての滞納金額について記載された催告書を送付していない。</p> <p>前年度の徴収の定期監査では、「送付した催告書は現年度分の滞納のみで、過年度分の内容は記載されておらず、債務者は催告書を見ても過年度分の滞納金額を確認することができない状態であった」という指摘をしている。</p> <p>上下水道課は、令和6年度中は令和2年度から5年度分のみ記載した催告書を1度、それに加えて、現年度分の滞納について記載した催告書を複数回発送しているが、令和元年度分以前の滞納は記載しておらず、依然として、債務者は自身の全滞納金額を把握できない状態であった。催告書は、すべての滞納金額を記載して通知しなければ意味がなく、債務者が全滞納金額を知らなければ、分納誓約等を行う場合、トラブルにもなりかねない。また、発送に際して回議書を起案しておら</p>	<p>上下水道料金の適切な収納につきましては、上下水道料金滞納整理要綱を基本とし、公平性、平等性の確保を念頭に取り組みを行ってまいりましたが、ご指摘の「催告書へのすべての滞納金額の記載」に関しましては、対応ができておらず、大変申し訳ございません。</p> <p>監査の後にはなりましたが、全ての滞納金額の記載に向けた対応を試みた結果、現行の料金システムでは処理能力の規定値を上回り、対応できないことが判明いたしました。</p> <p>料金システムの保守管理事業者を確認を行い、システム改修による対応が可能なことが分かっていますが、改修には100万円近い費用が必要となるため、令和8年度当初予算への計上を行ったうえ、できる限り早い段階でのシステム改修を行い対応に努めてまいります。</p> <p>また、催告書の発送に関しましては事務手順を改め、回議書の作成および件数の把握に努めています。</p> <p>今後も、法令や事務処理に関する知識の習得を図り、市民の安心安全と平等性・公平性の確保を念頭に適切な債権の管理・回収を行ってまいります。</p>

<p>ず、発送対象者に関する記録も残されていないため、何件発送したのかも不明であった。</p> <p>回議書を起案し決裁を受けたうえで、全ての滞納金額について記載した催告書を送付するよう、事務を改善されたい。</p>	
<p>(2) 市営住宅使用料、駐車場使用料、市営住宅共益費について (住宅政策課)</p>	
<p>指摘事項：未収金額が年々増加している。</p> <p>市営住宅使用料、駐車場使用料及び市営住宅共益費を合わせた未収金額は、令和4年度は44,318,010円、令和5年度は49,348,190円、令和6年度は55,579,155円となっている。令和4年度から令和5年度にかけては、5,030,180円(11.4%)増加し、令和5年度から令和6年度にかけては6,230,965円(12.6%)増加しており、未収金額は年々増加している。滞納整理業務において十分な管理体制がとられていないことが、未収金額の増加に顕著に表れている。</p> <p>昨年度の定期監査時と同様に、催告書発送対象者の中から10名程度の債務者を抽出して交渉記録を徴し、内容を確認したが、令和6年度中に納付交渉を行っているのは3名で、残りの債務者には催告書を送付するのみであった。中には明け渡し請求の対象と思われる債務者もいたが、令和6年度も明け渡し請求は行われていなかった。</p> <p>催告書は、少額の滞納者には送付していないなど、全ての発送対象者に送付されておらず、死亡又は転居先不明であるため催告書を発送していない債務者の中には、不納欠損処理を行うことが望ましいケースも見られたが、具体的な対応はされていなかった。</p> <p>市営住宅は、生活が厳しい方にとってのセーフティーネットではあるが、公平性を保つ</p>	<p>未収金の増加につきましては、香南市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱及び法令に則って、催告書、督促状等を送付し、なお、納付がない場合は、電話連絡や自宅訪問等により納付の督促を実施しているところです。納付が困難な場合、収入の状況などを考慮した分納計画の相談に応じています。令和5年度は8件、令和6年度は15件、令和7年度は現在まで21件の分納誓約を締結しています。また、誠意に欠ける滞納者については、法的措置を見据えた対応を行っており、令和7年度は、本日まで3件の市営住宅の滞納家賃徴収と住宅明け渡しを求める民事調停の申立てを行うなど、公平性を保つ滞納整理に努めています。</p> <p>またご指摘の、不納欠損処理を行うことが望ましいケースも見受けられることから、過去の交渉記録等を確認し、関係法令や条例、要綱等に照らしつつ、関係課や弁護士にも相談しながら、滞納整理について準備を進めていきます。専門的な知識も必要であることから、時間を要しますが、整理ができた債権から、順次適切な処理に努めてまいります。</p> <p>引き続き、研修等へ参加し、職員の徴収業務に対する知識や意識、債権管理方法の知識習得を図り、関係法令や条例、要綱等を十分理解したうえで、滞納整理を実施し、債権の適切な管理に努めてまいります。</p>

<p>ため、そして、未収金を減少させるためにも、課として徴収業務に注力し、滞納整理に努められたい。</p>	
---	--